

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び  
「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」  
に関する Q & A の更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関する Q & A を追加等しました。

※ 更新箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

【事業者編】

1：個人番号の利用制限

Q 1-1-3 個人番号の利用目的を特定する場合、どのように特定することが考えられますか。

A 1-1-3 個人番号関係事務の場合、例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられます。（平成 30 年 9 月追加）

3：委託の取扱い

Q 3-16 再委託先に対する監督について、具体的にどのように実施することが考えられますか。

A 3-16 例えば、委託者が委託先に求める報告の内容に、委託先の再委託先に対する監督の内容（①再委託先の適切な選定、②再委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③再委託先における特定個人情報の取扱状況の把握）を含めることが考えられます。（平成 30 年 9 月追加）

14：組織的安全管理措置

Q14-1 「b 取扱規程等に基づく運用」における~~システムログ~~又は~~利用実績~~特定個人情報等の利用状況等の記録の項目及び保存期限は、どのように考えることが適切ですか。

A14-1 記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、情報漏えい等の事案発生を抑止、点検・監査及び情報漏えい等の事案に対処するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、~~システム~~で取り扱う情報の種類、量、~~システム~~を取り扱う職員の数、点検・監査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。（平成 30 年 9 月更新）

(更新理由)

平成 30 年 9 月 28 日にガイドラインを改正したため、質問及び回答を更新しました。

## 15：物理的安全管理措置

Q15-1-3 「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」における「管理区域」及び「取扱区域」を明確にし物理的な安全管理措置を講ずるに当たってについて、区域ごとに全て同じ安全管理措置を講ずる必要があるのでしょうか。

A15-1-3 各区域で同じ安全管理措置を講ずる必要はなく、区域によっては取り扱う特定個人情報の量、利用頻度、使用する事務機器や環境等により、講ずべき物理的安全管理措置が異なると考えられますので、例えば、管理区域については厳格に入退室を管理し、取扱区域については間仕切りの設置や座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置を行うなど、それぞれの区域に応じた適切な安全管理措置を講じていただくことになります。(平成 27 年 8 月追加・平成 30 年 9 月更新)

(更新理由)

平成 30 年 9 月 28 日にガイドラインを改正したため、質問及び回答を更新しました。

## 【(別冊) 金融業務】

### 16：個人番号の利用制限

Q16-6 個人番号の利用目的を特定する場合、どのように特定することが考えられますか。

A16-6 個人番号関係事務の場合、例えば、「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられます。(平成 30 年 9 月追加)